

1 薬物乱用防止教室について 薬物乱用防止教室実施要項より

(1) 趣 旨

最近のわが国における薬物乱用問題は、低年齢化の傾向を示し深刻な状況にあります。このような状況を踏まえて、神奈川県薬物乱用対策推進本部（本部長：神奈川県知事）は、神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱を定め、県民とともに「薬物クリーンかながわ」の実現を図ることにしています。

これを受け神奈川県教育委員会では、薬物乱用防止教育のより一層の推進を図るため、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室（以下、「防止教室」という。）の円滑な実施を図ることを目的に本要項を定めます。

(2) 目 的

健康教育の一環として心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成・確立をめざして、児童生徒の発達段階や地域の状況に応じ、薬物乱用による心身への影響、依存症、疾病との関連、社会への影響などについての理解を通して、適切な行動選択と意志決定ができる資質と能力を身に付けることを目的とします。

(3) 開 催

各中学校及び高等学校は、生徒を対象とした防止教室を毎年1回以上開催

（各小学校では児童や地域の実態に応じて児童を対象とした喫煙、飲酒等の防止教室の開催に努める）

(4) 時 間

1単位時間（ある期間集中的に実施する場合は、その積算時間が1単位時間）以上実施する場合を1回とします。

(5) 実施の場面

特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事等）、道徳（小・中学校のみ）等

* 小学校「保健領域」、中学校「保健分野」、高等学校「科目保健」での学習を「薬物乱用防止教室」とすることはできません。

(6) 講 師

ア 学校外講師

別紙講師リストを活用してください。

（学校独自に選定する講師の活用を妨げるものではありません。）

イ 学校内教員（校長、副校長・教頭、総括教諭、教諭、養護教諭など）

2 薬物乱用防止教室の進め方

(1) 生徒を取り巻く薬物等に関する現状把握

薬物乱用防止教室の計画に当たり生徒を取り巻く薬物乱用等の現状を把握する必要がある。現在、薬物乱用事情は多様化し、生徒の身近なところに存在し、インターネット等により簡単に手に入れることができると言われている。そこで、所管の警察や行政機関等から情報を得ることは、教室のねらいや内容が明確になり、効果的です。

また、学校外講師には、学校の実情や教室のねらいを確実に伝え、指導内容を決定することが大切です。

(2) 学校の現状と生徒の発達の段階に応じたテーマの設定

教室のテーマ及び指導内容は、生徒の関心、理解、行動変容に深く関係します。生徒を取り巻く現状把握とともに、生徒の身近な薬物乱用にかかる課題をテーマとして教室を実施すると、生徒の興味関心を高め、学習効果も高まります。

また、生徒へのアンケート調査を実施することにより、テーマの決定や講師の人選、指導内容等のヒントになります。

(3) テーマに沿った学校外講師の活用

講師は様々な組織に所属し、それぞれに得意分野があるので、学校や生徒の状況に合った講師の人選が重要です。講師の専門性や生徒の発達の段階、教科等におけるこれまでの指導内容などを考慮し、より効果的な講師を選定する必要があります。

<学校外講師との打ち合わせのポイント>

● 打ち合わせのための準備

- ① 保健学習など教科指導の内容及び進捗状況
- ② 日時、対象生徒、講演場所などの予定
- ③ 教室の位置付け、ねらいの確認
- ④ 生徒指導上の問題行動などの学校の現状及び地域の実態把握
(必要に応じて生徒、保護者へのアンケート調査の実施)
- ⑤ 講演内容についての学校側の要望

● 講師との打ち合わせ

- ① 日時、対象生徒、場所などの詳細な日程
- ② 学校における薬物乱用防止教育や生徒指導の取り組み状況
- ③ 生徒及び家庭や地域の実態 (アンケート調査の結果)
※ 乱用経験者がいる場合の対応に注意する
- ④ 講師を依頼した理由、期待する指導内容、教育活動の位置付け
(薬物の入手方法や詳細な使用方法などの伝えるべきではない内容の確認)
- ⑤ ロールプレイングなど講演内容に応じた講師と学校の役割
- ⑥ 視聴覚機器の利用や配付資料などの有無

(4) 学校行事と年間計画に位置付けた実施

薬物乱用防止教室を単発的な指導に終わらせてはいけません。教科や道徳、特別活動などと関連させることによって、知識の習得だけではなく、意識の改革や行動変容に結びつく指導が求められます。そのためには、年間計画に位置付け、学校の教育活動全体で計画的・継続的に実施することが大切です。

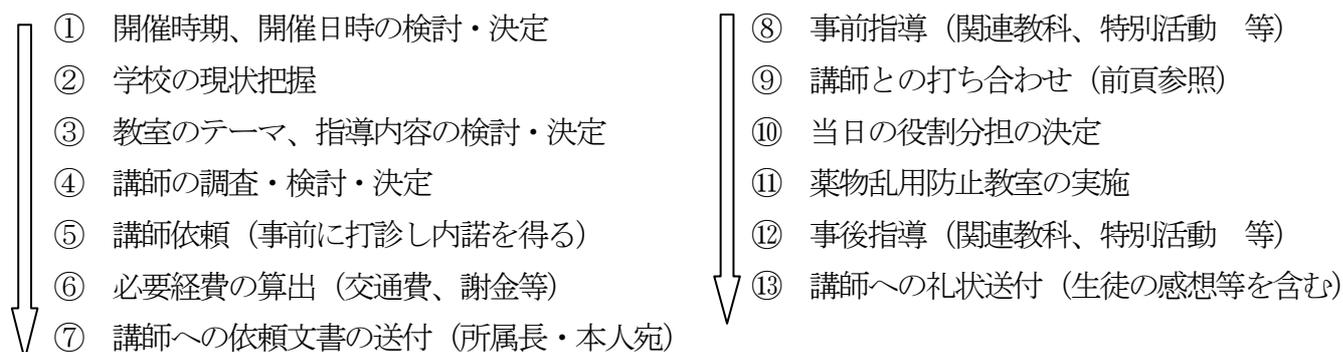
(5) 教員研修の実施

薬物には、シンナーや覚せい剤、大麻に加え、近年はMDMAなど若者がファッション感覚で乱用する現状が見受けられます。

教師は、こうした薬物乱用の現状及び薬物の薬理効果や乱用に至る心理等について学ぶ必要があります。また、校内での薬物所持、乱用者に対するの対応についてマニュアルを作成し、実際に起きた時を想定した訓練を行うことも求められます。

これらに対応するために、計画的に校内研修を実施したり、積極的に校外研修へ参加したりすることが大切です。

(6) 計画から実施までの流れの例



(7) 事前・事後指導の効果

教室の教育効果を高めるためには、教室当日だけではなく、事前・事後指導を充実させることが大切です。

<事前・事後指導の例>

- 児童生徒及び保護者にアンケートを実施し、結果に基づき「保健新聞」を発行
- 児童生徒用壁新聞などを利用し、啓発資料を掲示
- ポスターや標語の作成
- 関連教科や道徳の前後に「薬物乱用防止教室」を開催
- 講演会の感想や疑問を書かせ、学級活動で教材として活用

(8) 校内での相談窓口の設置

教室の終了後は、不安を抱える生徒や実際に薬物乱用経験がある生徒の相談が考えられる。そのためにも、教室後に生徒が安心して相談できる窓口を設置し、相談体制を整備する必要があります。相談の内容によっては、警察や相談センターなどの関係機関と連携を強化する必要があります。

薬物乱用防止教室講師リスト

No.	講師職(機関)名	職務内容	講師依頼先(協力要請様式)	
1	学校医[医師]	医学面から薬物の危険性を説明	各学校医	
2	学校薬剤師[薬剤師]	薬理作用の専門家として講演	各学校薬剤師に相談の上、各地域薬剤師会、県薬剤師会 Tel:045-761-3241 Fax:045-751-4460	
3	麻薬取締官(厚生労働省)現職	麻薬等薬物事犯の専門取締機関	県薬物乱用対策推進本部事務局(県保健福祉局生活衛生部薬務課) Tel:045-210-1111 内線4973 Fax:045-201-9025	
4	麻薬取締官OB*	薬物事犯の取締経験者		
5	麻薬取締員(県)現職	薬物事犯の取締と薬物行政		
6	薬物乱用防止指導員	保護司・薬剤師等として経験豊富 地域で活動の機会が多い		
7	麻薬等薬物相談員	薬物乱用相談事例の経験豊富 地域で活動の機会が多い		
8	精神科医師・看護師 (せりがや病院など)	薬物中毒者等の臨床経験豊富		
9	ソーシャルワーカー (精神保健福祉センターなど)	薬物乱用相談事例の経験豊富		
10	薬事監視員[薬剤師]	薬事監視業務を行う立場から実施		
11	県衛生研究所職員【研究員】	薬事毒性等の分析・研究		
12	くらし安全指導員	安全・安心まちづくり推進の立場から実施		県安全防災局安全安心部くらし安全交通課 Tel:045-210-1111 内3520 最寄り地域県政総合センター 総務部県民・安全防災課
13	警察官・警察職員	麻薬等薬物事犯の取締		最寄り警察署生活安全課
14	県警薬物乱用防止広報車	薬物標本、パネル等の教材を利用	県警少年育成課少年相談運用係 Tel:045-211-1212 内3104	
15	横浜税関職員	密輸入の取締・検査の業務経験者	横浜税関広報広聴室 Tel:045-212-6053	
16	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター・ライオンズクラブ認定講師	地域の大人として子どもの健全育成を支援	ライオンズクラブ国際協会 330-B 地区キャビネット事務局 Tel:045-662-2554	
17	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター薬物乱用防止キャラバンカー及び専門指導員(麻薬取締官OB)による講話	薬物標本、パソコン教材を利用、薬物事犯取締経験者として講演	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター薬物乱用防止キャラバンカー事務局 Tel:03-3581-7429	

☆ *講師(麻薬取締官OB等)によっては講師料・交通費が必要となる場合があります。

☆ 講師の調整がつかない場合は依頼をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

☆ 原則として、土・日・祝日の講師派遣依頼は御遠慮ください。

薬物乱用防止教室Q & A ～これまで問い合わせの多かった質問にお答えします～

Q1 薬物乱用防止教室は必ず実施するのですか？

中学校、高等学校及び中等教育学校については、**年1回以上必ず実施してください**。小学校に関しては、早い時期からの薬物乱用防止教育が必要であることから、児童や地域の実態に応じて児童を対象とした防止教室を開催するよう努めてください。（例えば、喫煙・飲酒防止教室を中心に）

Q2 薬物乱用防止教室のねらいはなんですか？

テーマに応じて、学内の教職員が行うか、外部講師に依頼するか決定してください。この教室のねらいは、「**児童生徒に薬物乱用を始めさせない**」ことを主たるねらいとしています。すでに薬物乱用経験のある子どもたちについては、別途指導を行うことを原則とします。

Q3 薬物乱用防止教室はどんな形態、方法がありますか？

1. 講演会方式……保健学習、学級活動と関連付ける。小規模ほど効果的。
2. ディスカッション、シンポジウム方式……講師、教諭、児童・生徒、保護者等。
3. テームティーチング……講師をゲストスピーカーとして迎え実施。
4. 学級活動の活用……薬物乱用防止教育指導用教材を使ったケーススタディ、広告分析の実施、ビデオ、CD-ROMの活用等
5. 学校行事の活用……児童生徒保健委員会の調査研究の発表、文化祭等での学習発表
6. 学校外の専門家を訪問……生徒が自ら訪ねていくことも一形態として可能。

Q4 薬物乱用防止教室の内容は？

これまでの違法薬物に加えて、近年では、MDMAなどの錠剤型合成麻薬や違法ドラッグ等の問題があります。こうした問題に対して、「薬物の恐ろしさ」について正しい知識を身に付けさせるとともに、「自らを大切に作る心の醸成や薬物を断れる実践力」が求められています。このような背景をふまえ、校種、対象学年、教科との関連から計画をしてください。

Q5 薬物乱用防止教室実施の手順は？

児童、生徒にとって有意義な「薬物乱用防止教室」を実施するためには、企画、打ち合わせ、準備、事後指導、評価といった手順が重要です。

企画

- ・職員会議で、実施時期、内容、協力体制等確認、PTAとの連携等
- ・講師リストから講師依頼する場合は、直接、各講師依頼先に連絡を取り、申し込み様式を提出してください。

打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教職員か、外部講師によるか、複合的に実施するかを決めます。 ・詳細な日程、講師と学校との役割分担、準備品等の計画を立ててください。外部講師依頼の際は主体は学校側にあることを念頭に。
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・講師との最終打ち合わせ、資料の作成、配布、保護者への広報、PTA、職員研修等とのリンク
事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ・講演形式は、ただ聞かせるだけでなく、講演内容等をまとめたり、感想を記入させたりするよう工夫してください。 ・実施後は、児童生徒にアンケートを行い、教室での振り返りを行ってください。 ・講師への感想文等のフィードバック
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議への児童生徒アンケート集計等の報告 ・県への報告（翌年の4月の指定日までに、必ず報告書を提出してください。）

Q6 参考となる資料はありますか？

『指導資料』

- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育指導用資料～心と体の健康のために～
平成16年3月 神奈川県教育委員会
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（中学校編） 平成16年3月 文部科学省
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（高等学校編） 平成16年8月 文部科学省
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編） 平成17年2月 文部科学省

『教材、リーフレット、パンフレット』

- わたしの健康（小学生用） 平成21年3月 文部科学省
- かまがえのない自分、かまがえのない健康（中学生用） 平成20年8月 文部科学省
- 健康な生活を送るために（高校生用） 平成20年8月 文部科学省
- こころの免疫を育てよう 喫煙・飲酒防止教育教材(インターネット) 神奈川県教育委員会
- 自分を大切にしよう 喫煙防止教材 平成21年4月 神奈川県教育委員会
- 小学生用喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育パンフレット
「ストップ・ザ・薬物～自分を大切にしよう～」
- 中学生用喫煙防止パンフレット「たばこに負けない」 薬物乱用防止パンフレット「NOといえる勇気を持とう」
- 高校生用喫煙防止パンフレット「たばこをめぐる3つの扉」 薬物乱用防止パンフレット「絶対しません薬物乱用」
平成16年10月 文部科学省

『ビデオ・CD』

- 薬物乱用防止教室～効果的な指導のために～ 小中高校用 平成15年 文部科学省
- 「NO 脳からの警告」 中学校用 平成10年 文部科学省
- なくした自由 高等学校用 平成10年 文部科学省
- 高校生用CD-ROM 暗雲を吹き払う風 高等学校用 平成15年 文部科学省

『ホームページ』

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hokentaiiku/yakubutu/yakubutu.html>

神奈川県喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>

日本学校保健会 NO DRUG

<http://www.dapc.or.jp/>

財団法人 麻薬、覚せい剤防止センター ダメ、ゼツタイ